

**令和6年度「都市の成長戦略」推進のための
「兼業・副業」人材募集に係る企画・運営業務 事業者募集要項**

1 委託業務の内容

- (1) 件名
令和6年度「都市の成長戦略」推進のための「兼業・副業」人材募集に係る企画・運営業務
- (2) 委託内容
仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約金額の上限
4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 支払条件
委託業務完了後に受託者の請求により支払う。

2 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

[参考] 京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

- ア 所得税又は法人税
- イ 消費税及び地方消費税額
- ウ 本市の市民税及び固定資産税
- エ 本市の水道料金及び下水道使用料

- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (7) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（１）～（６）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

3 提出書類

- (1) プロポーザル参加表明書（第1号様式） 1部

- (2) 直近の決算書 1部

- (3) 会社概要（第2号様式） 4部

「主な業務実績」については、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。

また、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）を添付すること。

- (4) 企画提案書（任意様式） 4部

仕様書の内容を十分理解したうえで、本業務に対する提案者の取組方針、実施手法、人員等の実施体制、スケジュール等を具体的に記載すること。用紙サイズはA4（ただし、A3判の用紙をA4サイズに折り込むことは可）とし、様式は任意とする。

- (5) 見積書（第3号様式） 4部（原本1部及び複写3部）

本業務の受託見積金額を記入してください。

なお、本様式に見積金額の積算内訳を示す書類を添付してください。（任意様式）

- (6) 共同事業体の協定書（任意様式） 4部 ※該当する場合のみ

共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

- (7) 参加資格を証明する書類 各1部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、(1)～(6)に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

※ 申請日前3箇月以内に発行のもの

- ・印鑑証明書 ※ 申請日前3箇月以内に発行のもの

- ・納税証明書（国税及び地方税） ※ 申請日前3箇月以内に発行のもの

- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第4号様式）

- ・使用印鑑届（第5号様式）

- ・誓約書（第6号様式）

4 応募手続等

- (1) 提出期限

令和6年3月19日（火）午後5時厳守

(2) 提出方法

郵送又は持参により「6 受付・問合せ先」に提出

5 質問事項の受付

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。なお、評価基準に係る質問事項には、お答えいたしません。

(1) 質疑の資格

本要項中「2 参加資格」を満たす者とします。

(2) 質疑の方法

質問書（様式自由。ただし、メール件名に「「兼業・副業」人材募集業務」に係る質問票と明記してください。）により、「6 受付・問合せ先」に電子メールで送信してください（期限内必着）。

(3) 受付期限

令和6年3月12日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

質問者に関する情報は伏せ、京都市情報館に回答を掲載します。（令和6年3月14日（木）予定）

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

6 受付・問合せ先

京都市 総合企画局 都市経営戦略室 担当：外^{ほかその}菌、原

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3030 F A X：075-213-1066

メールアドレス：hoqbb828@city.kyoto.lg.jp

haqbd666@city.kyoto.lg.jp

7 審査方法

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、別紙「委託候補者選定評価基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行い、その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を委託候補者として選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査員

- ・都市経営戦略室長
- ・都市経営戦略室戦略デザイン課長
- ・都市経営戦略室戦略マネジメント課長

(3) 審査結果の通知

審査結果については令和6年3月26日（火）までに、参加者全員に書面により通知する。

また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館に公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

8 契約の締結

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。契約内容は、別紙仕様書及び提案書の内容を踏襲するものとしますが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議において、内容を決定します。

9 スケジュール

3月 4日（月）プロポーザル募集開始

3月 12日（火）質問受付終了（質問への回答：3月14日（木））

3月 19日（火）提案書等提出期限

3月 26日（火）受託候補者の決定、プロポーザル参加業者への通知

10 契約に関する基本的事項

委託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。

(4) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

(5) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

11 留意事項

(1) 本事業は令和6年度予算による事業につき、京都市会において予算が承認されないなどの事情により本事業に係る予算が成立しなかった場合、事業が中止となることがある。この場合において、本件業務のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。

(2) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) その他

- ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- イ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
- ウ 委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合があります。
- エ プロポーザル参加に要する一切の費用（企画所作成費、交通費等）は、事業者負担とします。
- オ 提出された応募書類は返却しません。また、差替え及び再提出には応じません。
- カ 審査の経過等に関する問合せには一切応じません。
- キ 応募書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。